

# 定 款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、祥美株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の物品の売買及び貿易業
  - イ. 機械・器具（計量器・医療用具を含む）、車両及びこれらの部品
  - ロ. 食糧、酒類その他飲料、たばこ及びその他の農産・水産・林産・畜産・天然物並びにこれらの製品
  - ハ. 肥料、飼料及びこれらの原料
  - ニ. 繊維品及びその原料
  - ホ. 化学製品、化粧品及び薬品類（医薬品、医薬部外品を含む）並びにこれらの原料
  - ヘ. ゴム類、皮革、パルプ、紙類及びこれらの製品並びに装身具及び一般雑貨類
2. 前号物品の開発、生産、製造・加工、廃棄及び再生処理業並びにこれらの請負業
3. 職業安定法に基づく有料職業紹介事業
4. 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業
5. 特定技能外国人材の有料職業紹介業
6. 外国語の通訳及び翻訳並びにその紹介及び斡旋
7. 外国語教室の経営及び語学研修事業
8. 飲食店、医療施設、ホテルその他宿泊施設、スポーツ施設及び劇場等の経営及び企画
9. 各種イベントの企画および運営に関する事業
10. エステティックサロン、リラゼーションサロン及びマッサージ店等の経営及び企画
11. 化粧品、美容用品及び日用雑貨の企画、製造及び販売業
12. 古物営業法に基づく古物売買業
13. 酒類販売業
14. 旅行業法に基づく旅行業者代理業
15. 医療ツーリズム事業
16. 不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸及び管理業
17. 建設業並びに建設工事の企画、調査、測量、設計及び監理業

18. 各種情報の収集、処理及び提供に関する事業
19. 全各号の代理業、仲介業及び問屋業
20. 全各号に係るコンサルティング業
21. 全各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府八尾市に置く。

(公告)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式数)

第5条 当社の発行可能株式の総数は、2,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第8条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録)

第9条 当社の株式につき質権の登録、変更を請求するには、当社所定の書式による請求書

に当事者が署名又は記名押印してこれを提出しなければならない。

- 2 前項の登録の抹消についても同様とする。

(手数料)

第10条 前2条に定める請求をするには、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役の過半数の決定によって、一定の日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。ただし、この場合には、その一定の日の2週間前までに公告するものとする。

(届出)

第12条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、同様とする。

- 2 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

### 第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3ヵ月以内に招集し、必要に応じて臨時株主総会を招集するものとする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長たる取締役が招集する。

- 2 株主総会においては社長たる取締役が議長となる。社長に事故があるときは、他の取締役が議長となる。
- 3 株主総会を招集するには、会日より5日前までに、議決権を有する各株主に対して、そ

の通知を発することを要する。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

- 4 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに開くことができる。

#### (決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

#### (株主総会の決議の省略)

第17条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役または株主から提案があった場合において当該事項について議決権を行使することができる株主の全員が、書面により当該提案につき同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

#### (株主総会への報告の省略)

第18条 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

#### (議事録)

第19条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、当会社の本店に備え置くものとする。

## 第4章 取締役

(取締役の員数)

第20条 当社の取締役は1名以上とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第22条 総会の終結の時までとする。取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員により又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 計算

(事業年度)

第25条 当社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第26条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

- 2 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

この定款は、原本に相違ありません。

令和元年10月10日

祥美株式会社  
代表取締役 西田優美 印